

荒川水系の不法係留船舶防止のため 看板を設置します

平成20年度「県北地域河川等船舶利用適正化協議会」の第1回幹事会が9月11日に行われ、荒川水系の不法係留船舶に対して係留禁止の看板を設置することが了解されました。今後、関係機関と調整を図り早期に設置する予定です。



県北地域河川等船舶利用適正化協議会
設立：平成19年2月
構成：国、県、関係自治体、漁業関係者
目的：県北地域（聖籠町から村上市を対象）の河川並びに周辺海岸・海域における船舶の利用について放置及びマリナー等の現状を踏まえ利用の適正化を図る。

同時発表記者クラブ

新潟県政・新潟政記者クラブ
毎日新聞（新発田通信部）
新潟日報（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社

問い合わせ先

県北地域河川等船舶利用適正化協議会
（担当）
羽越河川国道事務所
副所長 白井
TEL：0254-62-3211(代)

